

得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第六十六号布告
内国船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ從フ
第四十一条 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ル
マテ遺失物ト同一ノ手続ニ依リテ公告ヲ為スコ
トヲ要ス

第四十二条 民法施行前ヨリ民法第二百四十二条
乃至第二百四十六条ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取
得スヘカリシ状況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時
ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者
ニ正当ニ取得シタル権利ヲ妨ケス

第四十三条 共有者力民法施行前ニ於テ五年ヲ超
ユル期間内共物ノ分割ヲ為ササル契約ヲ為シ
タルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超
エサル範囲内ニ於テ其効力ヲ有ス

第四十四条 民法施行前ニ設定シタル地上権ニシ
テ存続期間ノ定ナキモノニ付キ当事者カ民法第
二百六十八条第二項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁
判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨ
リ五十年以下ノ範囲内ニ於テ其存続期間ヲ定ム
地上権者カ民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ
竹木アルトキハ地上権ハ其建物ノ朽廃又ハ其竹
木ノ伐採期ニ至ルマテ存続ス

第四十五条 廃止

第四十六条 民法第二百七十五条及ヒ第二百七十
六年ノ期間ハ民法施行前ヨリ同条ニ定メタル事
実力始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス
第四十七条 民法施行前ニ設定シタル永小作権ハ
其存続期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其効力
ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五
十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十
年ニ短縮ス

民法施行前二期間ヲ定メスンテ設定シタル永
小作権ノ存続期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ
場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス

民法施行前ニ永存続スヘキモノトシテ設定
シタル永小作権ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經
過シタル後一年内ニ所有者ニ於テ相当ノ償金ヲ
払ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ
此権利ヲ抛棄シ又ハ一年内ニ此権利ヲ行使セサ
ルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相当ノ代
価ヲ払ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

第四十八条 民法ノ規定ニ從ヘハ民法施行前ヨリ
先取特權ヲ有スヘカリシ債権者ハ其施行ノ日ヨ
リ先取特權ヲ有ス

第四十九条 民法第三百七十条ノ規定ハ民法施行
前ニ抵当権ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニ
モ亦之ヲ適用ス

第五十条 民法第三百七十五条ノ規定ハ民法施行
前ニ設定シタル抵当権ニモ亦之ヲ適用ス但民法
施行ノ日ヨリ一年内ニ特別ノ登記ヲ為シタル利
息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以
テ抵当権ヲ行フコトヲ得

第四章 債権編ニ闇スル規定

第五十三条 民法施行前ヨリ債務ヲ負担スル者カ
其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セサルトキハ民法
ノ規定ニ従ヒ不履行ノ責ニ任ス

前項ノ規定ハ債権者カ債務ノ履行ヲ受クルコ
トヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之
ヲ準用ス

第五十六条 金銭ヲ目的トスル債務ヲ負担シタル
者カ民法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損
害賠償ノ額ハ其施行ノ日以後ハ民法第四百四条
ニ定メタル利率ニ依リテ之ヲ定ム但民法第四百
九条第一項但書ノ適用ヲ妨ケス

第五十七条 削除

第五十八条 民法施行前ニ発生シタル債務ト雖モ
相殺ニ因リテ之ヲ免ルルコトヲ得

第五十九条 民法第六百五条ノ規定ハ民法施行前
ニ為シタル不動産ノ貸借ニモ亦之ヲ適用ス
二為シタルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ
日ニ遡リテ其効力ヲ生ス

第六十条 第四十五条ノ規定ハ外国人又ハ外国法
人ニ土地ヲ貨貸シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一条 親族編ニ闇スル規定

第六十二条 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ規
定ニ依レハ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ
家庭トス

第六十三条 民法ノ規定ニ依レハ父又ハ母ノ家ニ
入ルヘキ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニ
ハ其規定ヲ適用セス

第六十四条 民法施行前ニ隠居者又ハ家督相続人
カ詐欺又ハ強迫ニ因リ隠居ヲ為シ又ハ相続ヲ承
認シタルトキハ民法第七百五十九条ノ規定ニ依
テ之ヲ取消スコトヲ得但第三十九条及ヒ第三
十四条ノ適用ヲ妨ケス

第六十五条 民法第七百六十条ノ規定ハ民法施行前ニ
相続人ノ債権者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス
民法施行前ニ此権利ヲ行使セサルトキハ
タルトキハ爾後一年内ニ此権利ヲ行使セサ
ルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相当ノ代
価ヲ払ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

第六十六条 民法第七百六十七条规定ニ從ヒテ後
見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキ
ハ保佐ノ人ノ任務ヲ行フ

第六十七条 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ
依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキト
キハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得
キト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス
ルモノナルトキハ此限ニ在ラス

但其事実カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ経過シタ
ルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十八条 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子
縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力
ヲ生ス

第六十九条 民法施行前ニ婚姻ヲ為シタル者カ夫
婦ノ財産ニ付キ別段ノ契約ヲ為ササリシトキハ
其財産關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財産制ニ
依ル

民法施行前ニ夫婦カ其財産ニ付キ契約ヲ為シ
タルトキハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ為シタルモ
ノト雖モ其効力ヲ存ス但其契約カ法定財産制ニ
異ナルトキハ民法施行ノ日ヨリ六个月内ニ其登
記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ
第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第七十条 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依
リ離婚又ハ離縁ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ
養子縁組ノ当事者ノ一方ハ離婚又ハ離縁ノ訴ヲ
提起スルコトヲ得

第七十一条 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ闇スル民法ノ
規定ハ民法施行前ニ懷胎シタル子ニモ亦之ヲ適
用ス

第七十二条 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ
従ヒテ父又ハ母ノ親権ニ服ス

第七十三条 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事實
ニ拠リテ親権又ハ管理権ノ喪失ヲ宣告スルコト
ヲ得

第七十四条 民法第九百零一条ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第七十五条 民法第九百零一条ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第七十六条 民法第九百零一条ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第七十七条 民法施行前ニ後見人カ民法第七百四
十条及ヒ第九百十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之
ヲ準用ス

第七十八条 民法第九百三十七条及ヒ第九百四十
条乃至第九百四十二条ノ規定ハ前条ノ場合ニ之
ヲ準用ス

未成年者ノ後見人又ハ民法第七条若クハ第十
一条ニ掲ケタル原因ノ為メニ選任シタル後見人
カ民法第九百八条ニ該當スルトキ亦同シ

第七十九条 第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ
依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選
任セシムル為メ遲滞ナク親族会ノ招集ヲ裁判所
ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキ
ハ親族会ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得

第八十条 第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ依
リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ遲滞ナク被後見人
ノ財産ヲ調査シ其目録ヲ調製スルコトヲ要ス
民法第九百一十七条第二項、第三項、第九百十
八条及ヒ第九百十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之
ヲ準用ス

モ民法ノ規定ニ依リ有効ナルヘキトキハ民法施
行ノ日ヨリ有効トス

後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ後
見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキ
ハ保佐ノ人ノ任務ヲ行フ

第七十一条 民法施行前ニ未成年又ハ民法第七条
若クハ第十一條ニ掲ケタル原因ニ非サル事由ノ
為メニ選任シタル後見人ノ任務ハ民法施行ノ日
ヨリ終了ス

第七十二条 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ
依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキト
キハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得
キト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス
前婚カ民法施行前ニ解消シ又ハ取消サレタルト
キハ其婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキト
キト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス
但其事実カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ経過シタ
ルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第七十三条 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子
縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力
ヲ生ス

第七十四条 民法第三百三十条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第七十五条 民法第九百二十四条及ヒ第九百二十
七条ノ規定ハ後見人カ民法第七十四条又ハ第七十六
条ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準
用ス

第七十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第七十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第七十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第七十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第九十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百二十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百三十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十二条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十三条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十四条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十五条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十六条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十七条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十八条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百四十九条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十一条 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十ニ 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十三 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十四 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十五 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十六 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十七 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十八 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百五十九 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十一 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十二 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十三 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十四 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十五 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十六 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十七 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十八 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百六十九 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百七十 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百七十一 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ
スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第一百七十二 民法第九百三十三条ノ規定ハ後見人ノ
財産ヲ貸借セルトキハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ<br

正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に「号を加える改める」に、「印鑑の提出」を「印鑑の提出」に改める部分、「譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「同法第四十五条」とあるのは「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律五百五号)第八十一条第一項において準用する商業登記法第四十五条」と「を加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定と、商業登記法第四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項において準用する商業登記法第四十五条」と「を加える部分を除く。」を削る部分に限る。」、第五十一条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定(「同法第九百三十七条を除く。」)を削る部分に限る。」、第五十八条の規定、第六十七条第一項各号とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第一項各号」とを削る部分に限る。」、同法第三十九条、第五十六条第六項、第六十七条の規定(前号に掲げる部分を除く。)、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一の規定、第六十七条の規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第五十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法

